自己資本の構成に関する開示事項(2021年3月末単体自己資本比率)

(単位:百万円、%)

CC1. A 7 7	マナの推正(光化)		(112	::百万円、%
CCI:自己貿	そ本の構成(単体)	1	П	ハ
国際様式の 該当番号	項目	当期末 (2021年 3月末)	前期末 (2020年 3月末)	別紙様式 第十号 (CC2)の 参照項目
普通株式等	Tier1資本に係る基礎項目 (1)	<u>.</u>		
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	414,121	409,906	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653	218,653	1a
2	うち、利益剰余金の額	201,099	196,822	2
1c	うち、自己株式の額(△)	1,136	1,072	1c
26	うち、社外流出予定額(△)	4,495	4,496	
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-	-	
	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	551,346	542,275	3
3	うち、危機対応準備金の額	129,500	129,500	3-(1)
	うち、特別準備金の額	400,811	400,811	3-2
6	普通株式等Tierl資本に係る基礎項目の額 (イ)	965,467	952,182	
§通株式等	Tier1資本に係る調整項目 (2)			
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	7,156	6,780	
8	うち、のれんに係るものの額	_	-	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	7,156	6,780	9
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 25	85	11
12	適格引当金不足額	-	-	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
15	前払年金費用の額	22,763	22,401	15
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	-	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	_	_	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	_	_	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するもの に関連するものの額	-	-	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するもの に関連するものの額	-	-	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
27	その他Tier1資本不足額	-	-	
28	普通株式等Tierl資本に係る調整項目の額 (ロ)	29,893	29,267	
普通株式等	Tier1資本	•		
29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	935,573	922,914	
その他Tier1	資本に係る基礎項目 (3)			
31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
30 31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		_	
33+35	適格旧Tierl資本調達手段の額のうちその他Tierl資本に係る基礎項目の額に含まれる 額	-	-	
	似	Į.	l I	

	1資本に係る調整項目			
37	自己保有その他Tierl資本調達手段の額	_	_	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	_	_	
39	少数出資金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額	_	_	
40	その他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額	_	_	
42	Tier2資本不足額	_	_	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他Tier: 44		1		
	その他Tier1資本の額((ニ) – (ホ)) (へ)	_	_	
ier1資本	my wheth other (/) + /)			
45	Tier1資本の額 $((\land))$ + (\land) (ト)	935,573	922,914	
ier2資本に	- 係る基礎項目 (4)			
	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
46	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
10	Tier2資本調達手段に係る負債の額	20,000	10,000	46
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	500	1,000	47+49
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	54,376	43,874	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	54,376	43,874	50a
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	554
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	74,876	54,874	
	上條名調整項目 (5)	14,010	04,014	
		1	ı	
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	_	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	_	_	
ier2資本				
58	Tier2資本の額 $((チ) - (リ))$ (ヌ)	74,876	54,874	
8自己資本				
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	1,010,449	977,788	
スク・アセ	25 (6)	, ,	,	
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	5 000 000	F 000 104	
0.0		7 968 2261	7 889 1241	
日本本は	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7,968,226	7,889,124	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))	11.74%	11.69%	
61 62	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	11.74% 11.74%	11.69% 11.69%	
61 62 63	普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ)) Tier1比率 ((ト)/(ヲ)) 総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	11.74%	11.69%	
61 62 63 爾整項目 に	普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ)) Tier1比率 ((ト)/(ヲ)) 総自己資本比率 ((ル)/(ヲ)) 係る参考事項 (8)	11.74% 11.74%	11.69% 11.69%	
61 62 63	普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ)) Tier1比率 ((ト)/(ヲ)) 総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	11.74% 11.74%	11.69% 11.69%	72
62 63 周整項目 に 72	普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ)) Tier1比率 ((ト)/(ヲ)) 総自己資本比率 ((ル)/(ヲ)) 係る参考事項 (8)	11.74% 11.74% 12.68%	11.69% 11.69% 12.39%	72
61 62 63 凋整項目 に	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	11.74% 11.74% 12.68%	11.69% 11.69% 12.39%	72
61 62 63 稠整項目 亿 72	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) (係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入	11.74% 11.74% 12.68%	11.69% 11.69% 12.39%	72
61 62 63 弱整項目 に 72	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	11.74% 11.74% 12.68%	11.69% 11.69% 12.39%	72
61 62 63 稠整項目 亿 72	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目	11.74% 11.74% 12.68%	11.69% 11.69% 12.39%	72
61 62 63 湯整項目に 72 73 74	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	11.74% 11.74% 12.68% 6,378	11.69% 11.69% 12.39% 6,427	
61 62 63 湯整項目に 72 73 74	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目 不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 ・ (係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 獨整項目 に 72 73 74 75 Sier2資本 に	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目 不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 2、係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	
61 62 63 獨整項目 に 72 73 74 75	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) (係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 (係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 獨整項目 亿 72 73 74 75 Sier2資本 亿 76	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) (係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目 不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 (係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエ	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 弱整項目 に 72 73 74 75 Sier2資本 に	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目 不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 (係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金の額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 哪整項目 亿 72 73 74 75 ier2資本 亿 77	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) (係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目 不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目 不算入額 (係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金の額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 獨整項目 亿 72 73 74 75 ier2資本 亿 76	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目 不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 (係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金の額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 引整項目に 72 73 74 75 ier2資本に 76 77	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) (係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 操延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 「保る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 段に係る経過措置に関する事項 (10)	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 網整項目 72 73 74 75 Sier2資本 76 77 78	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) (係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 操延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 「保る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2資本算入上限額	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 凋整項目 に 72 73 74 75 Sier2資本に 76 77	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) (係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目 不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目 不算入額 「保る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 ・ ・ ・ ・	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 调整項目 に 72 73 74 75 Sier2資本 に 76 77	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) (係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 (係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 (と) (と) (と) (本) (本) (本) (本) (本)	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 哪整項目 72 73 74 75 ier2資本 76 77 78	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) (係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目 不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目 不算入額 「保る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 ・ ・ ・ ・	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 凋整項目 に 72 73 74 75 iier2資本に 76 77 78	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目 不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目 不算入額 (係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 (となる経過措置に関する事項 (10) 適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146 54,376 97,124 - -	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292 43,874 96,066	75 76
61 62 63 獨整項目 に 72 73 74 75 Sier2資本 に 76 77 78 79 資本調達手 82	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) (係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 (係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 (と) (と) (と) (本) (本) (本) (本) (本)	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292	75
61 62 63 獨整項目 に 72 73 74 75 Sier2資本 に 76 77 78 79 資本調達手 82	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ)) Tier1比率 ((ト) / (ヲ)) 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) 係る参考事項 (8) 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目 不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目 不算入額 (係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 (となる経過措置に関する事項 (10) 適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	11.74% 11.74% 12.68% 6,378 - 49,146 54,376 97,124 - -	11.69% 11.69% 12.39% 6,427 - 52,292 43,874 96,066	75 76

^{※ 2020}年12月末以前のリスク・アセット額について、不動産関連貸出の分類が一部誤っていることが判明しましたのでお詫び申し上げます。 尚、自己資本比率に及ぼす影響は極めて軽微であることから、公表済の数値の修正は行わないこととします。

自己資本の構成に関する開示事項(2021年3月末単体自己資本比率)

(単位:百万円、%)

0.01	4 - V	* 1		(単位	::百万円、%)
CC1:	日己貨	(本の構成(単体)	,	1	*-
			1	口	ロが様子
	・ ・ ・ 番号	項目	当四半期末	前四半期末	別紙様式 第十号
10月	笛ク		(2021年 3月末)	(2020年 12月末)	(CC2)の
A4 735 III	ul. —D. 844-7		3)1 /(/	12/1/(/	参照項目
		Tier1資本に係る基礎項目 (1)			
		普通株式に係る株主資本の額	414,121	418,903	
	la	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653	218,653	1a
	2	うち、利益剰余金の額	201,099	201,329	2
	lc	うち、自己株式の額(△)	1,136	1,079	1c
- 2	26	うち、社外流出予定額(△)	4,495	-	
-	11	うち、上記以外に該当するものの額	_	-	
	lb	普通株式に係る新株予約権の額	_	-	
		評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	551,346	549,169	3
	3	うち、危機対応準備金の額	129,500	129,500	3-(1)
		うち、特別準備金の額	400,811	400,811	3-2
	6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	965,467	968,073	
		Fier1資本に係る調整項目 (2)		<u> </u>	
	+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	7,156	7,391	
	8	うち、のれんに係るものの額	-	-	
	9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	7,156	7,391	9
	10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	
	.1	繰延ヘッジ損益の額	△ 25	△ 22	11
1	12	適格引当金不足額	-	-	
1	13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	
1	14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
1	15	前払年金費用の額	22,763	22,498	15
1	16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	-	
1	17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	_	-	
1	18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	
19+2	20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	-	
1	.9	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するもの に関連するものの額	_	_	
2	20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
2	21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
2	22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_	
2	23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するもの に関連するものの額	-	_	
2	24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	
2	25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	_	
	27	その他Tier1資本不足額	-	_	
	28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	29,893	29,867	
		Fierl資本	,	, ""	
	29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	935,573	938,205	
その他	Tier1	資本に係る基礎項目 (3)	,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
30		その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	_	-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	_	
33-	+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	-	
9	36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)			
	JU	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で		_	

その他Tiar1	資本に係る調整項目			
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	_	_	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	_	_	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		_	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	_	_	
42	Tier2資本不足額		_	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	_	_	
45 その他Tier1				
その世 11er1 44	資本 その他Tier1資本の額 ((ニ)ー(ホ)) (へ)	<u> </u>		
	- C 0 / 世 1 1 1 1 月 本 0 7 研((一) 一 (ハ)) (ベ)			
Tier1資本 45	Tier1資本の額 ((ハ)+(へ)) (ト)	005 570	000 005	
		935,573	938,205	
11er2資本に	係る基礎項目 (4) Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	<u> </u>		
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	_	_	
46		-	-	4.0
	Tier2資本調達手段に係る負債の額 特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	20,000	20,000	46
47 : 40		-	- 1 000	45.40
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	500	1,000	47+49
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	54,376	47,375	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	54,376	47,375	50a
50b	うち、適格引当金Tier2算入額		-	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	74,876	68,375	
	係る調整項目(5)			
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	_	-	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	-	_	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額 $((チ) - (リ))$ (ヌ)	74,876	68,375	
総自己資本	In	<u> </u>		
59	総自己資本の額 ((ト)+(ヌ)) (ル)	1,010,449	1,006,580	
リスク・アセッ	· ' '	<u> </u>		
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	7,968,226	8,059,579	
自己資本比				
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))	11.74%	11.64%	
62	Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	11.74%	11.64%	
63	総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	12.68%	12.48%	
調整項目に	踩る参考事項 (8)			
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	6,378	5,257	72
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入 額	-	-	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目 不算入額	-	-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	49,146	47,299	75
Tier2資本に	係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(9)	-,	.,	
76	一般貸倒引当金の額	54,376	47,375	76
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	97,124	98,261	
	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエ		-0,201	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引き金の合計額から事業法人等同けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-	-	
資本調達手			I	
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	_	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	_	
4				
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	500	1,000	84
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控 除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	500 491	1,000 237	84

^{※ 2020}年12月末以前のリスク・アセット額について、不動産関連貸出の分類が一部誤っていることが判明しましたのでお詫び申し上げます。 尚、自己資本比率に及ぼす影響は極めて軽微であることから、公表済の数値の修正は行わないこととします。